

2017年6月20日

東京都議会 ○○御中

障害のある青年・成人期余暇支援活動に関する公開質問状

障害をもつ子どものグループ連絡会 会長 矢澤健司
障害児放課後グループ連絡会・東京 会長 村岡真治

事務局 〒203-0042 東京都東久留米市八幡町 2-13-29
特定非営利活動法人かるがも花々会 事務局長 加辺紘樹

日ごろから、東京都の障害者福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

7月の東京都議会議員選挙を前に、平成28年3月議会において採択された請願27第46号「障害のある青年・成人の余暇活動に関する請願」に関して、経過報告及び質問状を送らせていただきました。

振り返りますと、この請願は、「障害をもつ子どものグループ連絡会」と「障害児放課後グループ連絡会・東京」が共同で行なったもので、2016年2月15日に開かれた都議会厚生委員会において審議されました。皆さまには、大きなご支援いただきましたことを、あらためてお礼申し上げます。

請願項目は、以下の2点でした。

- ①障害のある青年・成人期の日中活動や就労後に、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、集団活動を行う事業を、障害者総合支援法の地域生活支援事業として明確に位置付けるとともに十分な予算措置を講ずるよう、国に対し、意見書を提出すること。
- ②都において、青年・成人期の障害者が、様々な人々と交流し、集団活動を行う区市町村の取組に対し、積極的に支援すること。

請願が全員一致で採択されたことを受けて、都議会からは、2016年3月に国会及び政府に対し、以下の内容の意見書が提出されました。

我々の生活は、日常生活の基礎である家庭や、社会生活の主たる場である学校や職場だけで成り立っているわけではない。むしろ、それ以外の「第三の場」における、友人・知人等との交流こそが、人生に彩を添えているともいえる。障害者の権利に関する条約第30条においても、障害者がレクリエーション、余暇活動等に参加する機会を確保することなどを求めている。

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、雇用、教育、医療、公共交通など様々な分野において、障害者に対する配慮が行き届くようになることが期待される。

しかしながら、青年・成人の障害者が、日中活動や就労の後に様々な人々と交流し集団活動を行う事業を、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業として明確に位置付け、十分な予算措置を講ずるよう強く要請する。

ただし、2017年度障害保健福祉部概算要求では、地域生活支援事業が含まれる障害福祉サービス関係費の予算は、1兆2,492億円（対前年度932億円増、+8.1%）となり、予算は増額されたものの、青年・成人の余暇支援が制度的に位置付けられることはありませんでした。具体的な予算措置も講じられませんでした。

一方、東京都からは、「障害者施策推進区市町村地域包括補助事業（2）選択事業」の中に、「障害をもつ青年・成人の余暇支援事業」の実績が3市ある（以下、事例集資料29頁2、選択事業（3）その他事業）ので、これが実施されていくように区市町村に働きかける、という発言がありました。

○障害者成年対象講座 青年学級（立川市）2,076千円

○障害のある青年の交流講座（昭島市）186千円

○くぬぎ教室事業（国分寺市）200千円

しかし実際には、この制度を活用した新規の活動は増えていません。それは、事業の実施主体である区市町村が、「事業の継続性や予算が担保されない。手を挙げても、独自性や地域性などと言われてしまい、なかなか具体化しない」などと言っているように、継続した十分な予算が確保できず、自治体の財政負担が大きいことが、主な原因になっています。

ところで、国は2012年4月、障害のある子どもの放課後活動を支える制度として、放課後等デイサービスを新設しました。事業を進めていく中で様々な問題・課題を抱えながらも、この制度にもとづく事業所は急増しています。全国で14万人、東京で1万2千人以上の、学齢期の子どもたちが利用しています。

しかし、この制度は、学校を卒業した青年・成人期には適用されないため、今後、きわめて多数の青年・成人が、放課後活動に代わる余暇支援の場を失ってしまって、大きな問題になっていくと予想されます。

つきましては、別紙のような質問をさせていただきます。ご多忙のところ恐縮ですが、ご回答いただいて、2017年6月30日（金）までにFAXまたはEメールにてご返答いただきたく、お願い申し上げます。

なお、ご回答については、「障害児放課後グループ連絡会・東京」のホームページ、会報等において、順次公開させていただきます。

障害児放課後グループ連絡会・東京 ホームページ

<http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/index.htm>

※公開質問状送付先

特定非営利活動法人 かるがも花々会 担当： 加辺 絃樹

東久留米市八幡町2-13-29

TEL : 042-477-6492

FAX : 042-477-6493

Mail : karugamo@iaa.itkeeper.ne.jp

F A X送信先 042-477-6493

青年・成人期余暇支援に関する質問への回答

会派名 _____

回答者のお名前 _____

※該当する選択肢の【 】内に「○」をお入れください。以下同じ。(複数回答可)

1. 障害のある青年・成人に対する余暇支援への施策の実情に対するお考えをお聞きます。

- | | | |
|-------------------|---|---|
| 1、現状の政策で十分 | 【 | 】 |
| 2、都の独自の施策として拡充すべき | 【 | 】 |
| 3、国への働きかけを強化する | 【 | 】 |
| 4、その他 | 【 | 】 |

その理由

2. 東京都がメニュー化した障害者施策推進区市町村地域包括補助事業・選択事業の実行率を上げるために、どのような方法や施策が必要だとお考えですか。

- | | | |
|---------------------|---|---|
| 1、自治体への周知徹底を強化する | 【 | 】 |
| 2、事業申請の条件を緩和する | 【 | 】 |
| 3、継続した運営ができる制度設計の構築 | 【 | 】 |
| 4、その他 | 【 | 】 |

その理由

3. 障害のある青年・成人に対する余暇支援が、国の地域生活支援事業として明確に位置付けられるためにどうすべきか、お考えをお聞かせください。

- 1、現状の政策で十分 【 】
- 2、国に再度要望する 【 】
- 3、国や国会議員に検討を呼びかける 【 】
- 4、その他 【 】

その理由